



令和7年嘉川駐在所だより

幸の橋12月号

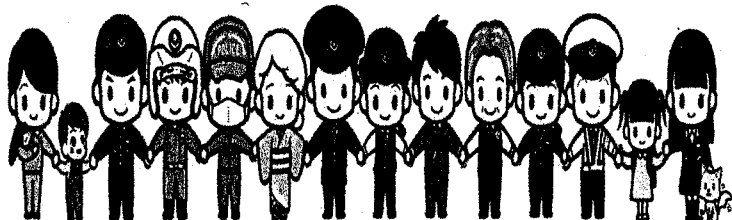
発行
嘉川駐在所
河崎 晃

犯罪の無い明るい年末年始を

「年末年始特別警戒活動」は、年末年始を迎えるに当たり、金融機関や深夜営業店舗などを対象とした強盗事件を始めとする各種犯罪や重大交通事故、初詣等に伴う各種事件・事故の発生が危惧されることから、こうした事件事故を未然に防止し、年末年始における県民の皆様の安全と平穏を確保する活動です。

年末年始は慌ただしくなりますが、余裕を持って行動することで、自宅や自転車などの鍵のかけ忘れや交通事故を防ぐことができます。

また、普段離れて暮らすご家族が集まる時期なので、うそ電話詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止も話題に挙げて、防犯意識を高めましょう。



オンラインカジノを利用した賭博は犯罪です

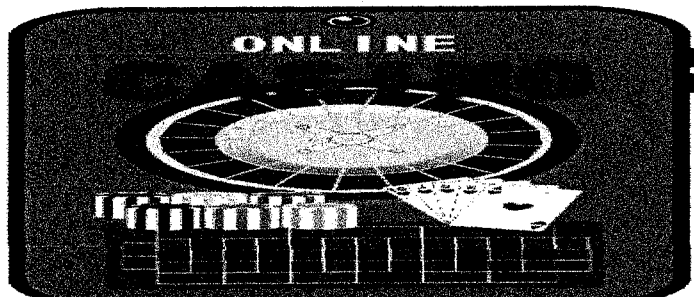
海外で合法的に運営されているオンラインカジノでも、日本国内から接続して賭博を行うことは犯罪です。

「有料版」はもちろん、「無料版」や「無料ボーナス（ポイント）」であっても、オンラインカジノの利用は絶対にやめましょう。

バカラ、スロット、スポーツベッティング等、その名称や内容にかかわらず、オンライン上で行われる賭博は犯罪です。

賭博罪：賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料

常習賭博罪：常習として賭博をした者は、3年以下の拘禁刑



年末年始の交通安全県民運動

年末年始は忘年会や新年会など飲酒する機会が増えますが、一人一人が「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い意志を持ち、飲酒運転を根絶しましょう。

自転車の酒気帯び運転も厳しい処分（3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）が科されることに加え、自動車の運転免許の停止処分になる場合もあります。

自転車の酒気帯び運転で

運転免許停止処分

につながる場合があります！

え？車の運転ができなくなるの？

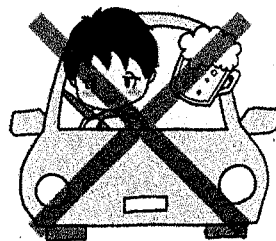
さらに!!!

県内でも実際に罰金刑が科せられています。

罰金 50万円以下

なんですか!?

自転車でも飲酒運転の代償は大きいです...



北朝鮮人権侵害啓発週間

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、毎年12月10日から16日までの期間が「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定められています。

北朝鮮当局による拉致問題その他の人権侵害問題に対する関心と認識を深めましょう。

山口県警では、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない方々の捜査・調査を進めており、家族等の同意を得られた11人の方々について、県警ウェブサイトで事案の概要等を公開し情報提供を求めています。

どんな小さなことでも結構です。情報をお寄せください。

